

(年号) 令和6年6月5日

神戸運輸監理部長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名称) 丹波篠山市地域公共交通会議

(対象市町村) 丹波篠山市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和6年5月31日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

名称 一般社団法人かなで

住所 兵庫県丹波篠山市東古佐211-5

代表者の氏名 代表理事 田畑 幸夫

5. 調った協議の内容

(1) 運送の区域

丹波篠山市

(2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)

別紙

(3) 運送しようとする旅客の範囲

別紙

6. その他特記事項

(年号) 令和6年6月5日

(協議会等の名称) 丹波篠山市地域公共交通会議

(別紙)

【旅客から収受する対価】

- ・ 初乗り運賃 300円 (2kmまで)
- ・ 以後 1kmごとに 100円 ※端数切り上げ
利用会員宅から目的地、目的地から会員宅までの走行距離により算出
- ・ 迎車料金 1kmごとに 50円
- ・ 駐車場代、有料道路代、高速道路代等は別途実費負担

【運送しようとする旅客の範囲】

- ・ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
- ・ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者